

特別区職員Ⅲ類採用試験及び障害者を対象とする 特別区職員採用選考 第1次試験・選考実施状況

特別区職員Ⅲ類採用試験 第1次試験実施状況

上段：令和2年度
中段：令和元年度
下段：増減

試験区分	採用予定数 A (名程度)	申込者数 B (名)	受験者数 C (名)	受験率 C / B (%)	倍率 C / A (倍)
事務	138	5,283	3,892	73.7	28.2
	146	4,395	3,663	83.3	25.1
	▲8	888	229	▲9.6	-

障害者を対象とする特別区職員採用選考 第1次選考実施状況

上段：令和2年度
中段：令和元年度
下段：増減

試験区分	採用予定数 A (名)	申込者数 B (名)	受験者数 C (名)	受験率 C / B (%)	倍率 C / A (倍)
事務	90	302	228	75.5	2.5
	84	282	222	78.7	2.6
	6	20	6	▲3.2	-

Ⅲ類・障害者採用試験・選考日程

	Ⅲ類	障害者
第1次試験・選考	実施済 (9月13日(日))	
第1次試験・選考合格発表	10月23日(金)	10月14日(水)
第2次試験・選考	11月14日(土)、15日(日)、 21日(土)～23日(月) のうち指定する1日	11月28日(土)・11月29日(日) のうち指定する1日
最終合格発表	12月10日(木)	

特別区人事委員会は、9月13日(日)に、特別区職員Ⅲ類採用試験及び障害者を対象とする特別区職員採用選考を実施しました。

○特別区職員Ⅲ類採用試験

大正大学、昭和女子大学及び明海大学の3会場で実施しました。受験者数は3,892名となり、合格倍率は28・2倍となりました。第1次試験の合格発表は10月23日(金)に行い、第2次試験は11月14日(土)・15日(日)、21日(土)～23日(月)のうち指定する1日、最終

合格発表は12月10日(木)を予定しています。

○障害者を対象とする特別区職員採用選考

大正大学及び東京区政会館の2会場で実施しました。受験者数は2,288名となり、合格倍率は2・5倍となりました。第1次選考の合格発表は10月14日(水)に行い、第2次選考は11月28日(土)・11月29日(日)のうち指定する1日、最終合格発表は12月10日(木)を予定しています。
(特別区人事委員会事務局)

令和2年10月 区長会・議長の主な案件等

区長会

10.16

- コミュニティの活性化を支援する新たな財団の設立について
- 東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等について
- 保険者インセンティブ交付金の区市町村への配分について(案)
- オール東京62市区町村共同事業推進会議の予定案件について
- 事業団法人名称の変更について(案)
- 令和2年特別給に関する人事院勧告の概要について
- 税財政部会の概要について
- 「不合理な税制改正等に対する特別区の主張(令和2年度版)」について
- 東京都予算に対する知事ヒアリングの実施について
- 都区のあり方検討について
- 東京都市区長会役員会の概要について
(特別区長会事務局)

議長の会

10.19

- 特別区議会議員講演会(令和2年度第3回)について
- 令和3年度議長会等会議日程【素案】について
(特別区議会議長会事務局)

不合理な税制改正等に対する特別区の主張（令和2年度版）

特別区長会は、10月16日（金）に「不合理な税制改正等に対する特別区の主張」を公表しました。

不合理な税制改正による影響は深刻

これまで国は、「税源偏在是正」の名のもとに、法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直しなどの税制改正を進めてきました。

その影響額にふるさと納税制度に伴う区民税の減収も含めた特別区の減収は、2千5百億円に迫る規模です。本来であれば、区税として区民の皆様に使われるべき税金が、「東京は財源に余裕がある」などの一方的な見方によって、国に奪われています。

このような措置に対し、①不合理な税制改正の影響は深刻、②ふるさと納税制度は抜本的な見直しが必要、③新型コロナウイルス対策に要する財源措置が不足、④東京の地方財源は平均的な水準でしかない、⑤減収局面が追討ちをかける、⑥今後も多くの財源が必要、⑦地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿という7点を挙げて、特別区の考え方を示しています。

減収局面が追討ちをかける

今後、不合理な税制改正の影響に、新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退が重なり、大幅な減収局面が見込まれます。

減収局面においても、特別区は膨大な財政需要に対応していく必要があります。

特別区長会は、応益負担という地方税の本旨を無視して特別区から貴重な税源を奪う不合理な税制改正の是正を求めるとともに、地方税財源全体の拡充を求めています。

（特別区長会事務局）

【不合理な税制改正等に対する特別区の主張【概要】より一部抜粋・加工して作成】

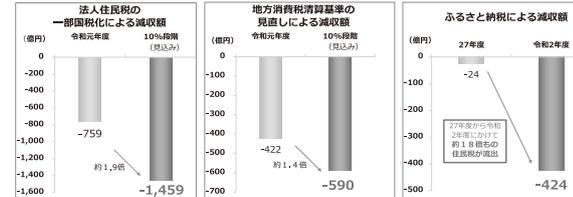
不合理な税制改正等に対する特別区の主張（令和2年度版）【概要】

法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税などの不合理な税制改正によって、特別区は貴重な税源を奪われ続けています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減収局面も重なり、特別区の財政は極めて深刻な状況です。特別区は、特有の財政需要があり、将来的に膨大な額の財源が必要です。地方財源の不足や地域間の税収格差の是正は、地方の財源を吸い上げることなく、国の責任において地方交付税の法定率を引き上げ、調整するべきものであり、自治体間に不要な対立を生むような措置は是正されなければなりません。

1. 不合理な税制改正による影響は深刻

- ✓ 不合理な税制改正による特別区への影響額は、約2,500億円/年にもなります。
- ✓ 本来であれば、区民の皆様のために使われるべく納めていただいた税金が、「東京は財源に余裕がある」などの一方的な見方によって、国に奪われています。
- ✓ これは、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。

- ◆ 減収額は2,500億円に迫る規模であり、区の財政に多大な影響を及ぼしています。



※法人住民税の国税化による減収額は、平成26年度及び28年度税制改正による影響額であり、国税化が始まる前の状況（平成25年度）との比較。地方消費税清算基準の見直しによる減収額は、平成29年度及び30年度税制改正による影響額であり、税制改正適用前の状況（平成28年度）との比較。

- ◆ 減収見込みの約2,500億円を区のサービスに換算すると、
 - 「保育所」を新たに建てる場合は、1,129所分
 - 「特別養護老人ホーム」を新たに建てる場合は、175所分
 - 「23区全体の教育費（運営費）」では、1年分
 - 「23区のごみ処理」では、2年8か月分
- に相当し、これだけ大きな規模の額が毎年、奪われています。

2. ふるさと納税制度は抜本的な見直しが必要

- ✓ これまでの住民税控除額の特例分が所得割の1割から2割に拡充、ワンストップ特例制度の創設、自治体間の過剰な返礼品競争による返礼品目的の寄附の増加などにより、特別区民税における減収額は激増しています。
- ✓ その結果、返礼品を受けた区民は恩恵を受け、その他の区民は減収による行政サービスの低下を受け入れざるを得ないといった不公平が生じる等、制度の歪みが顕在化しています。
- ✓ 景気の落ち込みにより大幅な減収が見込まれる中、ふるさと納税による減収は、これまで以上に、特別区の財政運営に深刻な影響を及ぼしています。

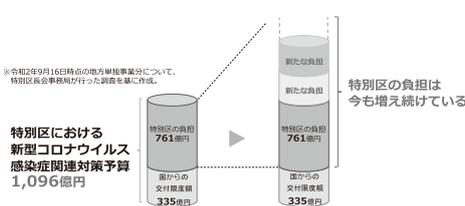


- ◆ 令和2年度の減収額424億円は、特別区民税の23区平均額である約437億円と同規模になっており、制度の抜本的な見直しが必要です。

3. 新型コロナウイルス対策に要する財源措置が不足

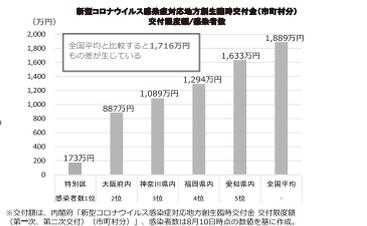
- ✓ 全国で最も多くの感染者を抱えている特別区は、その対応のため、膨大な財政需要が生じています。
- ✓ しかし、国から示された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付限度額は、感染者数や人口規模等の実態に合った額になっておらず、特別区の負担は増え続けています。

- ◆ 特別区の需要に対する交付額は、現時点で761億円が不足しており、今後も感染者が増え続けると、特別区の負担も増え続けます。



※令和2年9月16日時点の地方単独事業分について、特別区長会事務局が行った調査を基に作成。

- ◆ 市町村分の交付限度額を感染者一人あたりの換算額で比較

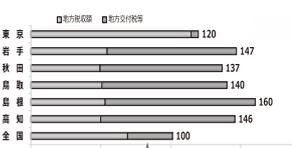


※交付額は、内閣府「新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金 交付限度額（第一次、第二次交付）（市町村別）」、感染者数は1万人100世帯の換算額を基に作成。

4. 東京の地方財源は平均的な水準でしかない

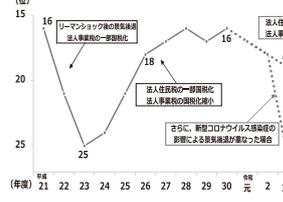
- ✓ 東京は地方交付税の原資の多くを国税で負担しています。それに加えて、地方税収のみを見て、あたかも財源に余裕があるとして税源が奪われています。
- ✓ 法人住民税の更なる国税化、法人事業税の新たな国税化が始まったことによって、東京の人口一人当たり税収額はさらに低くなり、相対的な行政サービスの低下を招きかねません。

人口一人当たりの地方税収額と地方交付税等の税収（全額平均を100とした場合）



すでに地方交付税の原資の4割以上を東京都の住民（個人、法人）が負担しており、地域間の税収格差の解消に大きく貢献しています。

東京の人口一人当たりの税収等 47都道府県における順位



さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退がもたらした格差

5. 減収局面が追討ちをかける

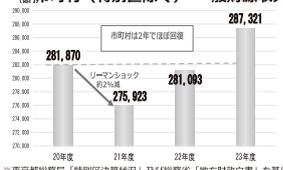
- ✓ 不合理な税制改正の影響に、新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退が重なり、今後、地方交付税の不交付団体である特別区はリーマンショックを上回る大幅な減収局面となることが予想されます。
- ◆ リーマンショックの際、地方交付税の交付団体である市町村は、減収から2年でほぼ回復しましたが、不交付団体である特別区は6年かかった。

特別区 一般財源収入



※東京都総務局「特別区決算状況」及び総務省「地方財政白書」を基に作成。

市町村（特別区除く） 一般財源収入



※東京都総務局「特別区決算状況」及び総務省「地方財政白書」を基に作成。

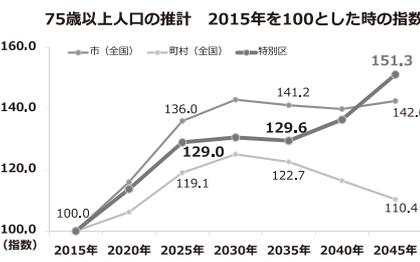
- ◆ 不合理な税制改正の影響に、新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退が重なり、今後、地方交付税の不交付団体である特別区は大幅な減収局面が見込まれます。



6. 今後も多くの財源が必要

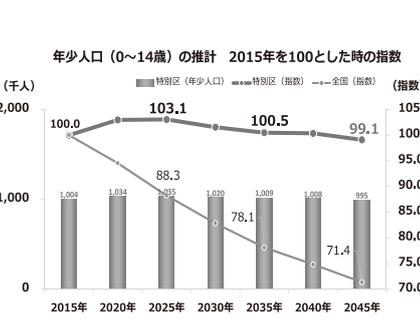
- ✓ 特別区は2040年頃まで高齢者の急増や年少人口の横ばいにより、膨大な改築需要も生じるなど、特別区ならではの財政需要があり、今後も多くの財源が必要です。

- ◆ 75歳以上人口は、全国的には2030年以降伸びが抑えられるものの、特別区は2040年頃から大きく伸びるため、後期高齢者対応の需要の急増が見込まれる。



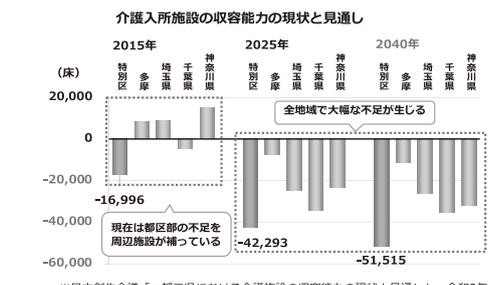
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を基に作成。

- ◆ 年少人口は、全国的には減少していくものの、特別区では横ばいとなる見込みであり、多様な子育てニーズに対応した支援策の充実を図る必要がある。



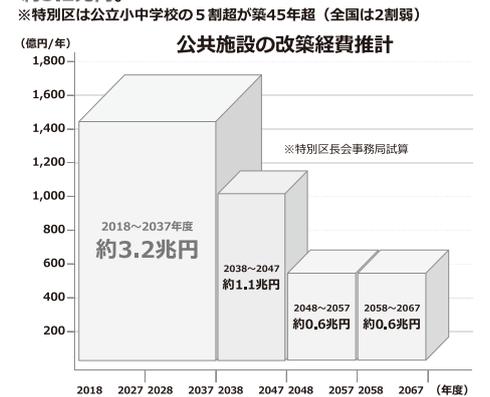
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を基に作成。

- ◆ 2040年に不足が見込まれる51,515床分の介護入所施設を整備する場合、約1兆6,000億円がかかる。



※日本創生会議「一都三県における介護施設の収容能力の現状と見通し」、令和2年度都道府県財政調整における算定経費を基に作成。

- ◆ 2037年までにおける公共施設の改築需要は約3.2兆円。



※特別区長会事務局試算

7. 地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿

- ✓ 今必要なことは、全国各地域が自らの責任で真に必要な住民サービスを提供するとともに、自治体間の積極的な交流や協働によって共存共栄する良好な姿を作ることであり、税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むような制度は是正すべきです。
- ✓ 国の責任により地方税財源総体を拡充し、自治体が責任をもって役割を果たすことこそが地方分権の本来の姿であり、今後とも特別区長会は、地方税財源の充実・確保及び自治体間に不要な対立を生む不合理な税制改正を是正するよう、国に求めていきます。

「不合理な税制改正に対する特別区の主張」の本編及び概要は、特別区長会事務局のホームページでご覧いただけます。
<http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html>

令和2年度全国連携展示(広島県全9町) 「瀬戸内の恵み“しまなみ”、大自然と伝統の “やまなみ”、新鮮な魅力あふれる広島」

特別区長会と連携協力協定を締結している広島県町村会との連携事業として、東京区政会館1階にて展示を開催します。

この展示では、四季を通じて楽しめる「体験」の魅力とあまり知られていない伝統・文化にふれ「発見」する喜びをテーマに広島県全9町の魅力を紹介いたします。

魅力あふれる広島9町の素晴らしさを発見し、交流を深めていただくきっかけにしたいだければ幸いです。

●展示期間

令和2年11月13日(金)～12月24日(木)

●展示時間

平日 9時～20時30分

土曜日 9時～17時

(日曜日・祝日を除く)

●展示会場

東京区政会館1階エントランスホール

●観覧料

無料

●主催

特別区長会、公益財団法人特別区協議会

●連携協力

広島県町村会(府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町、安芸太田町、北広島町、世羅町、神石高原町)

●後援

東京都

※開館日や開館時間、展示期間が変更になる場合があります。(公財)特別区協議会ホームページ等でご確認のうえ、ご来館いただくようお願いいたします。



瀬戸内眺望 (写真提供: 広島県)



温井ダム (写真提供: 広島県)



広島牡蠣 (写真提供: 広島県)

特別区全国連携プロジェクト

「特別区全国連携プロジェクト」は、東京を含む全国各地域がともに発展・成長し、共存共栄を図ることを目的に、特別区(東京23区)と全国の市町村が連携・交流事業を行う取り組みとして、平成26年9月に特別区長会が立ち上げたプロジェクトです。

特別区自治情報・交流センター休館のお知らせ

蔵書点検及び年末年始のため、左記の期間は休館とさせていただきます。休館中は資料の貸出予約と返却を中止いたします。

ご不便をおかけしますが、利用者の皆さまには、ご理解のほどお願い申し上げます。

▼蔵書点検に伴う休館

令和2年12月14日(月)～令和2年12月20日(日)

▼年末年始休館

令和2年12月29日(火)～令和3年1月3日(日)

※令和2年12月28日(月)は、年末最終日のため、17時閉館とさせていただきます。

【問合せ先】

(公財)特別区協議会 事業部調査研究課

特別区自治情報・交流センター

電話 03(5210)9051

(特別区協議会事業部)

港区を「児童相談所設置市」に指定する政令が閣議決定。世田谷区、江戸川区、荒川区に続く、4区目の児童相談所が開設。

10月20日、令和3年4月に港区を「児童相談所設置市」に指定する児童福祉法施行令の一部を改正する政令が閣議決定されました。

この政令改正を受けて、港区は、令和3年4月に児童相談所を開設する予定です。

※特別区は、平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により、平成29年4月から、児童相談所を設置できるようになっています。

特別区による児童相談所の設置は、世田谷区・江戸川区(令和2年4月開設)、荒川区(令和2年7月開設)に続く、4区目となります。

(特別区長会事務局)

特別区職員研修所からのご案内

1月の研修メニューを紹介します

●ピックアップ研修

児童相談所関連研修 「児童福祉司（3～4年目）第1回」

日時：1月中旬
9:00～17:00

対 象：児童福祉司3～4年目（※）の職員、児童心理司、一時保護所職員、その他子ども家庭福祉行政に携わる職員（心理職を含む）

※子ども家庭支援センター等における相談援助業務の経験がある場合は、児童福祉司としての経験年数に加算することができる。

内 容：①家庭裁判所への申立
②特別な配慮を必要とするケースの関わり方Ⅱ
③障害児・非行等、特別なニーズのある子どもへの支援
④事例検討（親と子どもへの在宅支援）
⑤社会的養護ケースへの対応と家庭復帰
⑥高齢児の自立支援

研修名	実施時期	申込条件・メインターゲット（★）
専門研修		
納税(実務コース)	1/19(火)・20(水)	納税事務を担当する職務経験 1、2 年程度の職員
納税（演習コース）	1/29(金)	納税事務を担当する職務経験 2 年程度の職員
栄養士	1月下旬	保健所・保健センター、保育園、福祉施設等に勤務する栄養士
医療監視	1月中旬	医療監視業務に従事する職員
薬事監視	1月下旬	薬事監視業務に従事する職員
発達障害者支援（演習）②	1/7(木)・28(木)	発達障害のある人への支援に携わる職員
建築保全	1月下旬	建築関係の業務に携わる職員
一級建築士入門	1/6(水)	一級建築士試験の受験を検討している職員
土壌汚染対策（規制指導）	1月上旬	環境・公害規制部署で土壌汚染規制指導事務を担当する職員
児童相談所関連研修		
一時保護所職員研修②	1/15(金)・22(金)	一時保護所に勤務する職員
児童虐待への対応②	1月下旬	子育て支援に携わる職員、保健・福祉関連部署に所属する職員
ステップアップ研修		
思考力・論理構築力向上⑨	1/27(水)	係長級以下の職員 ★主任の職員
対話によるポジティブ・アプローチ①延期分	1/12(火)	係長級以下の職員 ★主任の職員
クレーム対応⑧	1/14(木)	係長級以下の職員 ★窓口等で区民対応を行っている主任以下の職員
コミュニケーションスキルアップ⑨	1/12(火)	全 職 員 ★区民や職場の同僚との良好な関係構築に向けた、コミュニケーションスキルを身に付けたい採用2～6年目程度の職員
サポート研修		
地方公務員法⑥	1/27(水)	1 級 職 の 職 員 ★地方公務員法の基本理念や仕事の法的根拠を意識して職務を行いたい1級職の職員
特別区制度②	1/26(火)	全 職 員 ★都区間での事務配分や税財政制度等、特別区制度の特徴について、地方自治法等の根拠条文を読み解きながら学びたい職員
試行研修		
児童相談所関連トピックス②	1月下旬	児童相談所（一時保護所を含む）職員、その他子ども家庭福祉行政に携わる職員

◆新型コロナウイルス感染症対策により、研修が中止又は延期になる場合があります。予めご了承ください。

※紙面の都合上、1月に実施する研修の一部を紹介しています。

※★は、各研修のメインターゲットとなる方についての表記となります。

※研修の募集及び申込は各区の研修担当を通じて行います。なお、区の意向により参加できる研修が異なりますので、各研修の申込方法や申込期限（研修実施日より一ヶ月程度前）については各区研修担当からの案内をご確認ください。

※研修内容の詳細については、特別区職員研修所ホームページ（<http://www.tokyo23city.or.jp/kensyujo/index.html>）もご覧ください。（特別区職員研修所）

23区唯一のし尿処理施設 「品川清掃作業所」



名称：品川清掃作業所 敷地面積：7,902㎡
所在地：品川区八潮1-4-11 処理能力：100kL/日

品川清掃作業所には、23区内で収集された家庭のくみ取りし尿や浄化槽汚泥、デイスポーター汚泥等が搬入されます。

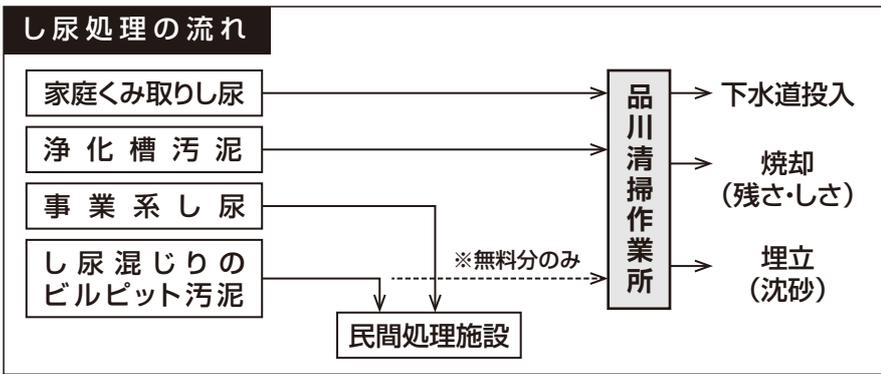
なにをするの？

今回は、23区内に唯一存在する、し尿等の下水道投入施設「品川清掃作業所」にスポットを当てます。

清掃一組が可燃ごみや不燃ごみ、粗大ごみの中間処理を行っていることはよく知られています。下水道の整備が困難な一部地域のし尿等の処理も行っています。

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という）規約の第三条は、組合の共同処理する事務を規定しており、第三号に「し尿を公共下水道に投入するための施設の整備及び管理運営」とあります。

搬入されたし尿等に古紙の投入や薬剤添加などの一定の処理を加え、脱水機で固形分（汚泥ケーキ）と液体（脱水ろ液）に分離します。脱水ろ液を下水道放流基準内に希釈（おおよそ三・五〜六倍）して下水道に投入します。希釈には、東京都下水道局の再生水と隣接する品川清掃工場の放流水を利用しています。汚泥ケーキは、品川清掃工場で焼却処理しています。



誕生までの歴史

昭和五十八年八月末、それまでし尿の中継作業を行っていた大崎清掃事業所（当時）が目黒川の護岸工事で使用できなくなることに伴い、新たに大井清掃作業所（当時）が開所しました。

当時、し尿は海洋投棄されていた。大井清掃作業所では、搬入されたし尿を海洋投棄船へ積みかえる作業が行われていました。

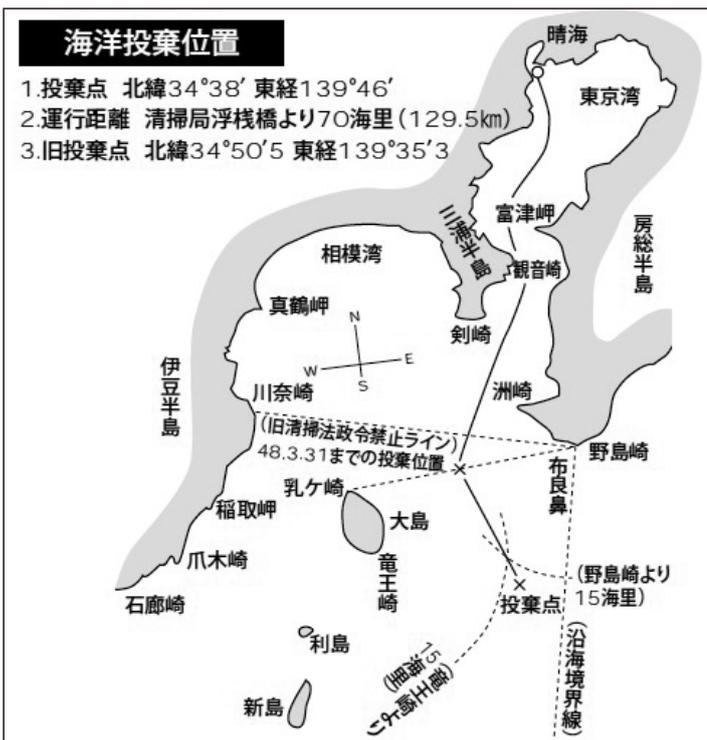
しかし、廃棄物の海洋投棄による海洋汚染が国際的に問題となり、昭和四十七年に船舶等からの陸上生廃棄物の海洋投棄などを規制する国際条約「ロンドンダンピング条約」が採択されました。日

本では、昭和五十五年に同条約が批准され、国内法の整備が進められてきました。

これらの状況を背景に、東京都は平成五年十二月、し尿の海洋投棄を平成十一年三月までに終了し、その後は下水道終末処理場へ投入することを決めました。

そして、九か月にわたる改修工事を経て、平成十一年一月二十二日から現在の下水道投入施設として稼働しています。

また、平成十七年四月、大井清掃工場が品川清掃工場へと生まれ変わったのに伴い、名称を「品川清掃作業所」と変更し、今日に至っています。



旧投棄点は昭和48年まで。投棄点は昭和51年まで。また、51年度以降投棄点は北緯34°21' 東経140°45'（地図外。野島崎から南南東約50海里的地点）。現在は投棄を行わず「品川清掃作業所」で処理を行っています。

現在の清掃作業所

品川清掃作業所における搬入物内訳の推移としては、年々し尿や浄化槽汚泥の占める割合が少なくなっており、代わりにディスプレイ汚泥が増加傾向にあります。くみ取り便所の戸数も年々減少しているものの、現在も15区にあって750戸程度が残っており、収集が続けられています。



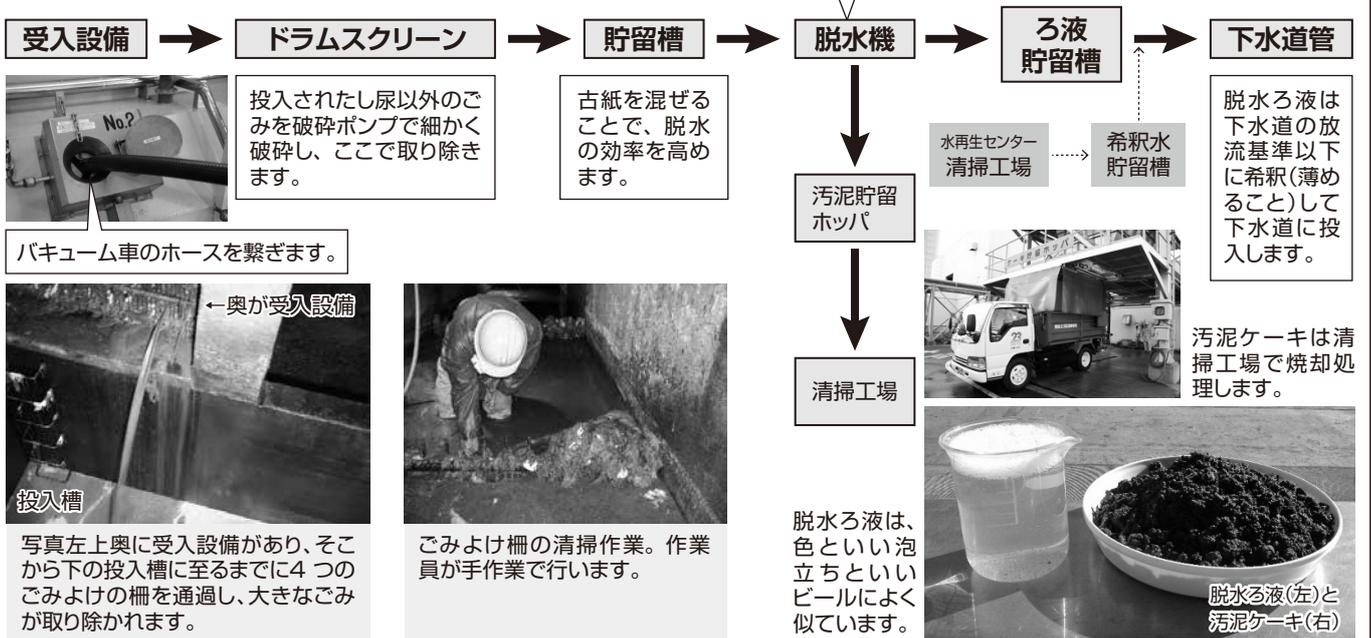
23区のし尿を収集するバキューム車

作業所における処理工程は全て機械化されていますが、各槽の清掃作業やくみ上げポンプに異物が詰まるなどのトラブルが発生した場合は、やはり人力の作業が必要となります。

家庭から出るし尿の処理施設は、23区の中で、ここしかありません。あまり目立たない施設ではありませんが、23区民の生活に貢献するとても重要な施設です。

品川清掃作業所の仕組み

凝集剤を使って水に分散している粒子を大きなかたまり（フロック）にして沈め脱水処理をやすくします。洗濯機の脱水機能と同じ原理で、脱水ろ液（液体）と汚泥ケーキ（固形分）に分けます。



し尿等収集量の推移

(単位：トン)

年度	合計	し尿	その他				くみ取り便所戸数
			浄化槽汚泥など	ビルピット汚泥	汚水など	計	
平成28	14,081	1,528	8,297	15	4,240	12,553	1,073
平成29	13,918	1,409	8,569	16	3,923	12,508	1,043
平成30	13,333	1,248	8,269	14	3,802	12,084	862
令和元	14,671	1,197	8,650	13	4,811	13,474	752

※令和元年度 収集実施区（収集エリア）

世田谷区（世田谷）・杉並区（品川、目黒、大田、中野、杉並）・板橋区（豊島、北、板橋）・練馬区（練馬）・足立区（足立）・葛飾区（墨田、葛飾）・江戸川区（江東、江戸川）



大井が生んだ怪物ハイセイコー

11月17日(火)に「ハイセイコー記念(SI)」が行われます。このレース名にもなっている「ハイセイコー」という馬についてご紹介いたします。

「国民的アイドルホース」と社会現象になるほど人気を博し、競馬ブームの火付け役となったハイセイコーは昭和45年(1970年)3月6日、北海道新冠町の武田牧場で誕生しました。

父は英国産のチャイナロック、母はハイユウという血統の黒鹿毛馬であるハイセイコーは、昭和47年(1972年)7月12日、大井競馬場で8馬身突き離しての記録デビューを飾りました。

この勢いのまま、2戦目は16馬身、3戦目は8馬身、4戦目のゴールドジュニアでは10馬身突き放しての記録勝ちと快進撃が続きます。5戦目の白菊特別でも7馬身、6戦目の2歳重賞「青雲賞」(現在のハイセイコー記念)では7馬身で圧勝し、このレースで記録した1分39秒2の優勝タイムは、40年以上の歳月を経た現在も破られていません。

昭和48年(1973年)に移籍した中央競馬では皐月賞や宝塚記念など重賞7タイトルを制して怪物ぶりを発揮しました。地方競馬と中央競馬合わせて22戦13勝、うち19戦は一番人気に推され、当時としては破格の賞金2億1,956万6,600円を獲得したハイセイコーは引退後、種牡馬となってもGIホースを輩出し、平成12年(2000年)5月に31歳で天寿を全うしました。

平成13年(2001年)からはハイセイコーの偉業を称え、「青雲賞」は「ハイセイコー記念」に改称しました。ハイセイコー記念は今年からグレードが「SII」から「SI」に格上げされ、さらに南関東期待の若駒たちが集まる注目のレースとなりました。

なお、大井競馬場内にはハイセイコーの功績を後世に伝えるため、「ハイセイコー馬像」を設置しております。大井競馬場にお越しの際はぜひ一度ご覧いただければと思います。



青雲賞でのハイセイコー



ハイセイコー馬像

【TCK×おがわじゅり オリジナルLINEスタンプ第1弾販売中!】

現在、LINEで使えるスタンプ「東京シティケイバナスタンプ～第1弾～」を販売しております。

オリジナルLINEスタンプは全部で16種類!馬のイラストレーターのおがわじゅりさんとコラボし、TCKキャラクター「うまたせ!&ウマタセヌ」や可愛らしい馬が日常使いしやすいデザインとなっており、競馬観戦中や普段のコミュニケーションにもオススメです。この機会にぜひお買い求めください!

【販売内容】

スタンプ名:東京シティケイバナスタンプ～第1弾～
 クリエイター名:馬のイラストレーターおがわじゅり
 販売価格:オリジナルLINEスタンプ16種類 120円(50LINEコイン)
 販売ページはこちら ▶ URL: <https://line.me/S/sticker/13174148>



※おがわじゅりさんの管理ページでの販売となります。
 ※予告なく販売を終了する場合がございます。

(特別区競馬組合開催サービス課)

開催成績

(各回対比)

回別	開催日程	売得金額	利用者数	1日平均			前年度同時期対比(1日平均)		
				売得金額	利用者数	1人当り購買金額	売得金額	利用者数	1人当り購買金額
10	9/19~21・24~25	4,804,139,600円	687,191人	960,827,920円	137,438人	6,990円	83.7%	100.1%	83.6%
11	10/5~10/9	7,278,318,410円	737,744人	1,455,663,680円	147,549人	9,870円	92.9%	83.6%	111.1%

